

福生市教育委員会会議録

平成27年第12回定例会

- 1 開催年月日 平成27年12月16日（水）
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後4時16分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
教育長職務代理者 渡 辺 浩 行
委 員 平 野 裕 子
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教育部長兼生涯学習推進課長 天 野 幸 次
参事兼教育指導課長 石 田 周
教育総務課長 町 田 和 子
教育支援課長 野 崎 昌 利
学校給食課長 村 野 和 彦
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公民館長 高 橋 邦 彦
図書館長 柿 田 芳 久
主 幹 長 谷 川 智 也
主 幹 林 宣 之
指 導 主 事 森 保 亮
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍聴人 1名

午後3時00分 開会

教 育 長 それでは、ただいまから平成27年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、平野裕子委員の両名を署名委員として指名をいたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、天野教育部長より報告いたします。

教育部長兼生涯学習推進課長 それでは、教育長報告を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。私からは、学校教育を除く所管事務につきまして御報告させていただきます。各課を一覧表にしておりますが、まずは市の動きについてでございます。12月1日に議会初日の本会議がございました。こちらにおきまして、渡辺委員から就任に当たっての御挨拶がございました。そして、本会議4日間におきまして、一般質問がございまして、教育に関する質問については12名の議員からございました。18日金曜日が最終日となっております。

次に学校給食課についてでございます。12月22日が小学校の2学期の最後の給食となります。そして、24日には中学校のミルク給食とランチルームが終了となります。

次に、生涯学習推進課についてでございますが、12月5日土曜日に文化財保護審議会の視察研修がございまして、江東区の東京大空襲・戦災資料センターと品川区の区立品川歴史館を視察しております。

次に、スポーツ推進課についてでございますが、11月21日にスポーツ推進委員によるジョギング教室を開催いたしまして7名の参加がございました。また、体育協会主催のシニアウォーキングがございまして、総勢140名の参加がございました。

次に、公民館についてでございますが、11月28日に公民館のつどいが開催されまして、参加者は88名でございました。そして、12月11日に市民文化祭実行委員会がございました。今年度、5回ほど実行委員会を開催し、その最後となりまして、市民文化祭についての振り返りを行い、もろもろ課題等のご意見をいただいております。課題につきましては、来年度に反映していくことにしております。

続いて、図書館についてでございますが、12月2日から4日まで、福生一中の生徒が1名職場体験を行いまして、書架整理、あるいはおはなし会の補助等をしております。そして、12月10日と11日に多摩工業高校のブックトーク、14日に福生高校のブックトークがございました。ブックトークと申しますのは、テーマを決めて複数の本を紹介し、本の楽しさを伝えていくという活動でございますが、今回はそれぞれの学校の3年生に「実になる言葉」、「生きる力」、「今だからこそ」といった3つのテーマで12冊程度の本を紹介いたしまして、本の楽しさを伝えていく活動を行っております。多摩工業高校につきましては、両日合わせて38名の生徒が参加しております、福生高校につきましては29名の生徒が参加しております。

私からは、以上でございます。

参事兼教育指導課長

それでは、続きまして、学校教育に関する所管事務について4点御報告申し上げます。

1点目は、平成27年度東京都教育委員会職員表彰でございますが、このたび、個人表彰の部門で福生市立福生第六小学校校長猿田恵一先生が、功績は学校経営の推進、そして福生市立福生第二中学校の主幹教諭、渡部剛道先生が、功績は学校運営ということで表彰をされております。また、学校表彰は、福生市立福生第五小学校がタブレットPCを活用した家庭学習の充実という功績で団体表彰を受賞しております。表彰式は来年、平成28年2月12日金曜日午後4時から都庁の都民ホールで開かれる予定でございます。教育長以下、受賞された校長先生と先生、渡部先生の場合は二中の上田校長先生が随行で参加していただくことになっております。ちなみに、この度の27年度東京都全体では個人表彰は97名、団体表彰は11団体で、小学校の部門では管理職が30名のうちの1名に猿田校長先生が、中学校の部門では教職員17名のうちの1名に渡部主幹教諭が、そして、小学校の団体表彰は、6団体のうちの1団体ということで認められました。

2点目は、文化的行事ですが、音楽会、学習発表会、展覧会等は予定どおり、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第七小学校で実施されております。また、福生市小学校音楽会は連合でございますが、11月27日金曜日に終了しています。

3点目は、2学期、終業式、そして3学期の始業式でございます。小中で2学期終業式が一緒に、12月25日金曜日をもって2学期が終了いたします。3学期は、中学校が一日早く、1月7日木曜日に始業式、小学校は翌

1月8日金曜日に始業式を予定しております。

最後に、中学校2校、第二中学校が1月14日から3日間、志賀高原へ、第三中学校が1月22日から3日間、菅平へそれぞれスキー教室に行ってまいります。

以上でございます。

教 育 長 以上、報告が終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。

坂 本 委 員 中学校は3学期が一日早く始まるのはどういう理由からですか。

参事兼教育指導課長 これは来年のことなのですが、授業時間数の確保ということで校長会が連携して一日早いということをお願いしております。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

東京都の職員表彰に個人お二方、団体1校ということで、これは都の全体数を見ていただきますと、大変貴重な表彰だということがわかりいただけるかと思えます。

教 育 長 教育長報告、よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第72号、福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査について（諮問）を議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第72号、福生市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく不服申立てに係る審査について（諮問）について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市情報公開条例第11条第1項に基づく決定に対し不服申し立てがあったため、同条例第18条第1項の規定に基づき、福生市情報公開審査会に諮問するため本議案を提出するものでございます。

本日御配付いたしました資料をご覧ください。教育委員会から福生市情報公開審査会会長宛ての諮問書となり、不服申し立ての内容を記載しております。この異議申立のあった処分の通知は、平成27年10月16日付福教総発第100号で通知した市政情報一部公開決定通知書でございます。異議申し立てに係る処分の内容は、一部公開決定でございます。なお、情報公開の方法でございますが、請求のありました資料を全て公開する全部公開、個人情報などが含まれる場合には、その部分をマスキングいたしまして公開する一部公開、全てを公開することができない場合は非公開、さらに請

求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、その請求を拒否することができます。

このような情報公開の方法がございます。異議申立人から一部公開といたしました決定に平成27年11月5日に異議申立がございました。異議申立の趣旨と理由につきましては、市政情報一部公開決定通知により、福生市情報公開条例第7条第2号により非公開となった情報について当該条例による公開理由により該当しない部分があると推測でき、不当な決定と考え異議申し立てするとされ、異議申し立てに至った理由は、開示された情報の大部分が非公開となっており、非公開の部分の全てが当該条例に該当するものでないことは当方の調査により明らかである。また、本件は当市政情報公開請求の理由に記載してあるとおり、現在発生しているいじめを解決し、児童の生命、健康、生活を保護するためであり、言いかえれば公共の福祉に資するもので、当該条例のみ係る事項である。

以上を踏まえ、福生市情報公開条例に基づき適正な情報公開を速やかに実施することを求めることを理由としております。担当部課でございますが、この件に関する直接的な担当部署は教育指導課でございますが、また教育部の市政情報公開の手続では教育総務課が窓口としていることから、2つの担当部署を記載してございます。

異議申し立て書は、3ページ、4ページとなります。また、市政情報公開請求書は、5ページの資料2でございます。

次に、教育委員会から請求者に対しての一部公開決定通知は7ページの資料3となり、9ページから18ページが一部公開とした資料でございます。

次に、19ページが情報公開審査会において教育委員会が弁明する弁明書でございます。そちらを御説明させていただきます。

まず、弁明の趣旨でございますが、教育委員会の決定は妥当である等の答申を求めるとしております。2の処分に至るまでの経緯でございますが、添付いたしました資料のとおり、平成27年10月2日の異議申し立て人による市政情報公開の請求がございました。

次に、(2)で平成27年10月16日付で教育委員会から市政情報一部公開決定通知をしているところでございます。

次に、20ページをお願いいたします。弁明の理由でございます。こちら読み上げさせていただきます。

1、本件情報公開請求があった文書は、個人から教育長宛てに親展で送付された文書である。「いじめ」の発生及び学校の対応について」とし、

それは現にいじめの被害を受けている児童の保護者が私信として作成したものである。「次のとおり通報するとともに、いじめの解消に向け早急な対応を要請します。」と記載され、学校名、クラス、いじめの被害児童及び加害児童と保護者の氏名、関係する教師の氏名、またいじめの状況と学校の対応、それに対する意見が記載されている。

2としまして、市政情報公開の請求者は、いじめの被害者及び加害者ではなく第三者である。また、市政情報の公開を必要とする理由は、請求者の子が通う学校で発生している「いじめ」及び学校の対応について調査し、「いじめ」を解決することで児童の生命、健康、生活を保護するためとある。

3としまして、公開請求があった文書は個人からの文書であり、また親展で送付された。このため記載された内容の大部分は、記載した個人の認識や見解に基づくものであるが、福生市情報公開条例第3条の実施機関の責務として文書の存在の開示により請求に応じていくことに努めた。

4としまして、(3)に記載のとおり、文書を公開することとしたが、同条例第7条第2号に規定された「個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの」が含まれるため、当該情報については公開することができないと判断した。

5としまして、一部公開とした根拠は第8条の「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない」とする規定に基づき、第7条第2号に当たる情報に係る部分以外の部分を公開した。

6としまして、公開請求のあった文書は大部分が(3)に記載のとおり、個人の認識や見識に基づく内容で、個人情報範疇であると考えられる。公開に当たっては、それに当たらない部分を公開とした。

7としまして、教育委員会においては、いじめの事実を把握したときから、いじめの解消に向け、学校に対し指導するとともに、いじめの被害児童及び加害児童、またそれぞれの保護者にも配慮を行いながら対策を即実行した。その結果、本件文書收受後、2週間以内である平成27年10月第2週までに本件いじめ問題解消に向けた人的措置を含む緊急対応を当該保護者と連携のもとに行い、一定の解決を得ている。このため、異議申し立て人が、申し立てをしている非公開とした情報のうち同条例第7条第2号の除外規定である「人の生命、健康、生活を保護するため公にすることが必

要であると認められる情報」には当たらない。

8 といったしまして、さらに同条例第7条第5号、「市の機関並びに国、独立行政法人等他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部、又は相互間における審議、検討、又は協議に関する情報であつて、公開することにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」及び第6号、「公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」にも該当すると考えられる。第三者に全部開示することは、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。いじめられた児童を守り通すことを第一義に、いじめの被害児童も、いじめの加害児童も大切な児童であるため、その児童と保護者の人権を守る必要がある。

9 といったしまして、以上のとおり、本件は開示した部分を除き、公にすることが必要であるとは認められない。このような弁明としております。

続きまして、23ページからは、一部開示いたしました文書の原文のままでございます。

説明は以上でございますが、福生市情報公開審査会に諮問するに当たり、19ページの弁明書のとおり、弁明いたしたいと考えております。この弁明で諮問することにつきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長

内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

事務局のから、何かありますか。よろしいですか。

審議会のほうに、この内容で諮問いたしますが、御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第72号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、報告第38号、平成26年度文部科学省「児童・生徒の間

題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指導主事 それでは、日程第4、報告第38号、平成26年度文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について御報告いたします。

報告第38号の資料をご覧ください。本調査は、9月25日教育委員会定例会にて報告をさせていただきました平成26年度における暴力行為、いじめ、不登校等の調査です。前回、国や東京都はまだ公表していない部分があり、未記入の部分がありました。平成27年10月27日に公表されましたので、改めて御報告をさせていただきます。なお、色のついている部分がこのたび新たに記載させていただいた部分となります。

まず、いじめについてです。東京都の解消率ですが、ほぼ例年どおりという結果でございました。

続きまして、10ページ、裏面になります。不登校の状況についてです。不登校の出現率は、小学校において平成26年度全国、東京都を下回ることになりました。全国は0.39%、東京都は0.46%、本市は0.20%となっております。また、中学校においては、昨年度に比べ、全国、東京都の平均に近づくことができました。ただし、今後も不登校ゼロを目指して一人一人の支援の充実、ニーズに応えた充実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で報告とさせていただきます。

教育長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員 この不登校率の感想です。中学校の不登校の出現率ですが、まだまだ都の平均よりは高いとはいえ、東京都、全国ではその不登校出現率が上がっている傾向にあるところですが、福生は2%に数字を下げてきているということは、関係者の方に本当にすごく努力していただいて、また子どもたちのケアをよくしていただいている証拠ではないかと思えました。ますます都の平均に近づいていくことを期待しております。

教育長 ほかにいかがでございませうか。

徳永委員 今の平野委員のおっしゃったとおりで、改めて敬意を表するわけですが、不登校カルテにより個別の状況に応じた支援が充実してきた結果だと思われれますが、何か具体的な例、差し支えない例があったらお聞かせ願ひませうでしょうか。

教育長 本日は、用意できていますか。

指導主事 本日は、用事がまだできていません。

教育長 少しお願いします。

参事兼教育指導課長 ありがとうございます。具体的な例ということでございますが、この調査は、平成26年4月1日から27年3月31日までの1年間のものです。そして、不登校の支援のカルテ自体は9月1日に運用を始めたので、実際にカルテの用をなしたのが27年の1月頃からです。2学期間の9、10、11、12の4カ月間のものを集約ができたのが1月頃かと、私自身は実感として持っています。カルテとともに一覧表が列記されたことによって、どのお子さんが何日程度休んでいて、どのお子さんが学校に戻ってくる率が高くなっている、出て来ている、保健室まで来れるようになったとか、そういった例がございます。ただし、まだまだ始めたばかりでございまして、こういう成果がありましたという事例として御報告できるものが今なくて申しわけなく思っています。

お話できることは、平成27年4月の第2週頃までの間に、平成26年度のカルテの全ての一覧表をもとに教育相談室と鈴木指導主事が全ての子どもたちをリスト化し、まだ平成27年は不登校になっていないのですが、前年の状況を踏まえて当たります。当たるといえるのはそのお子さんの状況を確認して、必要であればスクールソーシャルワーカーが臨床心理士と家庭訪問することもできて、それらが効果的ではあるかと思っております。

以上でございます。

徳永委員 ありがとうございます。恐らく、一律に登校させるというのではなくて、今おっしゃっているように、常に何らかの関わりが持てるようになったという理解でよろしいのでしょうか。

参事兼教育指導課長 はい。

徳永委員 ありがとうございます。

教育長 多くの人の関わりの中でその子どもにどんな支援が足りているのか、不足しているのか、また、我々大人が努力すべきところはどんなところがあるだろうか、というのがそのカルテによって共有され、明確になってきているということと、やはり欠席が30日という線を超えないように、放置といいますか、そのまま関与が薄いとそこを超えてしまうような子には徹底して、その子の心理状態に合わせてケアをしていくことができる等の総合的な効果があるのかとは思っております。

徳永委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、報告第38号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第38号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第5、報告第39号、平成27年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、日程第5、報告第39号、平成27年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について御報告いたします。

本日配付いたしました追加資料、報告第39号資料2をご覧ください。平成27年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果が、本年11月12日に東京都から発表されました。本市における結果の概要をまとめましたので、御報告いたします。

本調査は、平成27年7月2日木曜日に全校悉皆調査として小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に実施いたしました。本調査は、学習指導要領に示されている教科の目標、及び内容の実現状況、及び読み解く力に関する内容の定着状況を把握し、指導方法の改善に結びつけることにより、児童・生徒一人一人の確かな学力の定着と伸長を図ることを目的としております。

本調査により明らかになった成果は大きく2点です。1点目は、中学校の下位層が大きく改善がされております。議案書13ページ、正答数分布をご覧ください。この正答数分布には各教科2つの目標値が記されております。この目標値について説明させていただきます。

東京都は、昨年度調査から調査問題における設問を大きく3つに分類しております。1つは、教科書の例題レベルの問題、2つ目は教科書練習問題レベルの問題、3つ目は練習問題レベル以上の発展的な問題の3種類でございます。小学校国語を例として見ますと、小学校国語は全部で22問出題されております。そのうち、小学校国語では教科書の例題レベルの問題を22問中6問出題しておりますので、正答数が5問以下の児童は教科書の例題レベルが習得できていないと見て見ることができます。したがって、この目標値を習得目標値と東京都では定めております。

もう一つの到達目標値とは教科書の例題レベルの問題と、練習問題レベルの問題を合わせた問題数で引いた目標値でございます。この目標値を超

えた正答数の児童・生徒は教科書の内容をほぼ習得できていると見ることができま。この2つの目標値を中心に正答数分布を見てみると、中学校に興味深い特徴が見られます。本年度の中学校の調査は、英語を除く4教科におきまして東京都の平均正答率を下回った結果になってしまったのですが、中学校5教科それぞれの習得目標値未満の層のグラフを見てみますと、折れ線グラフが棒グラフを下回っているのが見られます。すなわち各教科グラフの下に習得目標値未満の生徒の割合という数字を示しておりますが、数学を除く4教科で本市の割合は東京都を下回っています。すなわち教科書レベルの問題が未習得の生徒の割合が本市は東京都より少ない割合であることを本グラフは示していることとなります。

一方で、教科書レベルの問題をほぼ習得できている上位層が少ないという課題が見られますが、小学校4年生までの学力の完全定着を狙っていた本市の学力向上に対する取組の一つの成果として見ることができま。

恐れ入ります。また、報告第39号資料2にお戻りください。表にある中学校の下位層の改善の数は、今説明申し上げたところでございますが、中学校数学だけが習得目標値未満の生徒、すなわち下位層の割合は東京都を上回っていたのですが、平成23年の同様の調査の状況と比較してみると、中学校数学もその割合が下がっていることがわかりました。

2つ目の成果を報告いたします。中学校英語において授業改善の成果が見られました。お示いたしました問題は、平成25年度から継続的に出題されている問題でございまして、英語で自己紹介をするための下書きを書くという問題でございまして、本問題の狙いは、意欲的に英語で表現することとございまして、単語や文法の間違ひは問わず、ピリオドまで完結している4文が書けていれば正答とする問題でございまして。平成25年度では正答率が東京都より20ポイント程度下回る結果になっており、生徒が英語で表現することについて大きな課題がございました。この結果を受け、平成26年4月に開催されました福生市立学校教育研究会総会で、私が市内全教員に対してこの課題について説明をしたところでございまして。今年度における本問題の本市の平均正答率の結果は、81.3%となっており大きく改善が見られました。これは、中学校英語の授業において表現力を重視した授業改善を実施した成果と判断しているところでございまして。

一方、今年度調査において課題になっている問題の中から特徴的な問題をお示いたしました。小学校社会の自分たちの通っている小学校の位置と名称を正確に選ぶことができるかどうかを見る設問でございまして。結果

は、位置と名称が正確に答えられている児童は36.2%にとどまっており、本市の小学校5年生は自分が住んでいる位置が正確にわかっていない児童がなんと7割もいるという実態が判明した問題でございます。

もう一つ、中学校数学では、15メートルの3分の2を、15掛ける3分の2を正答とする問題でございますが、文章を正確に理解せず、基準量、比較量、割合の関係が未定着なまま小学校から進級しているという課題が見られた問題でございます。全国学力・学習状況調査においても同様の課題が見られた問題でございます。

以上の結果から、今後の方向性を3点示させていただきました。現在詳細に分析を進めているところでございますが、本調査結果については、全国学力・学習状況調査同様に、各教科の課題のポイントをまとめ、市内教員にリーフレットとして周知いたします。

2点目は理数教科、特に算数、数学についてまだ下位層の改善が必要とされることから、現在各学校で取り組んでおります学力ステップアップ推進地域指定事業を効果的に活用し、より下位層の改善に図るよう指導してまいります。

3点目は、到達目標値を超える児童・生徒の割合について、東京都と比較すると大幅に下回っているという教科が多いという課題がございましたことから言語活動の充実により思考力等を向上させ、より発展的な問題にも対応できるよう児童・生徒を指導していくよう教員に対して指導してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

教 育 長 以上、報告が終わりました。何か質疑等ございますでしょうか。

いかがでございますか。

徳 永 委 員 グラフの見方です。小学校社会、中学校社会、中学校数学、中学校理科において、ゼロのところが上がっているということは、ゼロ回答、正答がなかったという子がいたということですよ。小学校社会は高いかなというように見たのですが、そういうことでしょうか。

指 導 主 事 委員おっしゃるとおりでございます。このゼロのところの層は一問も正解しなかったというような児童・生徒を意味しております。ただ、全部無回答だったかどうか、記入していても間違っているかどうかというところは、私どもは把握できない状況です。

以上です。

教 育 長 よろしいですか。

徳永委員 はい。

教育長 ほかにございますか。

坂本委員 現在、学力ステップアップ推進地域の指定を受けて学力向上にかなり力を入れてもらっているのですが、中心となる教科というのは何をやっていきますか。

指導主事 本事業は、理数教科の改善ということでございまして、主には算数、数学なのですが、学校によっては理科の授業改善に力を入れた取組をしている学校もございます。

以上でございます。

坂本委員 そうすると、今後の方向性で、2つ目に理数教科の支援の充実と書いてあるのですけれども、今やっているものをさらにまた充実させるという意味なのですか。

指導主事 この学力ステップアップ推進地域指定事業に関しましては、市の地域指定事業で、都から1,199万円をいただいているものなのですが、本市に関しては各学校に100万円ずつ、各学校で授業改善に使えるための予算ということで計上をしております。その100万円の使い方について、今年度の取組を各学校で効果検証し、改善するような取組があれば、必要に応じて改善していくという意味で充実させていきたいと考えているところでございます。

坂本委員 理数を中心にしてやっていくということでしょうか。

指導主事 はい。理数教育を中心に実施していきます。

坂本委員 都からお金が来て、それを市の中で使うというのはいいことなのですが、一律に各学校に配るとする必要はないと思うのです。学校によって、課題も違うだろうし、経費をかけるものや金額は違うと思うので、それは学校からの要望を聞きながら案分したらどうでしょうか。

指導主事 現在、来年度の各学校の希望、配当予算について調査をかけているところでございます。今年度の取組についてヒアリングを行った上、各学校に必要なお金について配分する予定でございます。

坂本委員 ぜひ、その様に有効に使ってください。

教育長 ほかにございますか。よろしいですか。課題も明確になっておりますので、成果と課題をきちんと踏まえて、また学校とともに努力してまいりたいということでございます。

それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第39号は報告のとおり承認することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第39号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第6、報告第40号、平成27年度東京都「児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」結果についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、日程第6、報告第40号、平成27年度東京都「児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」結果について御報告いたします。

議案書17ページ、40号資料をご覧ください。本調査は、今年度4月から6月に各校で行われました。それでは、まず初めに(1)、体力合計点の平均をごらんください。男子については、約半数の学年で東京都の平均を上回ることができました。また、女子については小学校3年生以外の全ての学年で東京都の平均を上回っていました。

続きまして、(2)、体力合計点の伸び率の平均をご覧ください。こちらの伸び率とは、当該学年が1年間でどれだけ合計点を伸ばしたかを割合であらわした数字になります。児童・生徒は、成長とともに記録を伸ばしますので、当然東京都も、福生市についても100%を超える結果となっております。ただ、この伸び率の平均を比べていきますと、多くの学年で東京都を下回っていることがわかりました。特に男女とも低学年については大きな差が開いているということがわかります。

最後に、資料右側、(3)をご覧ください。特に課題となる種目について、全体を通しまして、筋力、筋持久力をはかります上体起こし、敏捷性をはかります反復横とび、そして全身持久力の20メートルシャトルランや持久走が東京都の平均を下回っており、本市の課題として捉えております。一方、筋力をはかる握力、それから投能力、投げる能力をはかりますソフトボールやハンドボール投げについては、多くの学年で東京都の平均を上回ることができました。

これらの結果を踏まえまして、次年度、体力向上推進委員会を実施し、より詳細な分析を行い、体力向上に向けた取組を検討してまいります。そして、平成28年度末に福生市立学校の体力向上策をまとめ、福生市の子どもの体力向上に努めてまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

教 育 長 報告は終わりました。何か質問等ございますか。

徳永委員 (2) の下のコラムがありますけれども、男子は小学校1、2、4年生とありますが、これは5年生の誤りですか。網かけしてあるところが上回っているのですよね。

教育長 5年生ですね。

指導主事 申しわけございません。こちらは、5年生の誤りです。

教育長 訂正しておわび申し上げます。

ほかにございますか。

平野委員 資料の中に、ソフトボール、ハンドボール投げについては、都の平均を上回ったという報告がありましたが、3年程前、公立学校教育研究会報告会の「中学体育」で、ボール投げ、ハンドボール等の投げる力をつけるための研究発表をされていて、その成果を小学校ともつないでいきたいという報告がありました。今の子どもたちは投げる力が昔から比べると随分落ちてきているという話があった時代でしたので、先生方のその研究の成果が今回の調査結果に出てきているのか、いい結果が出てよかったと思えました。ありがとうございます。

教育長 鈴木指導主事、どうですか。

指導主事 ありがとうございます。確かに2年前に比べますと、投能力というのは福生市が上回っています。しかし、一方課題としまして、全国に比べて東京都の投げる能力が低いというのは、東京都の課題として上がっております。また、過去の記録から比べましても、やはり投能力は全体的に落ちているというところがございます。こちらについても、分析等を含めて、東京都を上回っていても、やはり全体として課題にはなっているだろうというところが見られますので、そちらについては引き続き伸ばしていきたいと思っております。

以上です。

平野委員 先生方の研究の成果がもっと出てくればいいなと期待しております。体育だけではなく、さまざまな教科でもやっていただいておりますが、小中で連携し、お互いに情報交換をしながら、子どもたちを伸ばしていきたいと思っております。

教育長 ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。それではないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第40号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、報告第40号は報告のとおり承認すること
といたします。

次に、日程第7、報告第41号、平成28年度教育課程の編成方針について
を議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指 導 主 事 それでは、議案書21ページ、報告第41号資料をご覧ください。各学校は、
平成28年度の教育課程を編成するに当たり、福生市教育委員会として各学
校に示す基本方針について御説明いたします。

こちらの資料は、平成28年度教育課程編成の基本的な考え方について概
要としてまとめたものでございます。平成27年度との違いをお示しするた
めに、右側に見え消しのものを載せております。左のものが正本でござい
ます。全体的な基本方針といたしましては、平成27年5月に策定されまし
た福生市教育大綱、福生市教育委員会教育目標及び6月に策定されました
福生市教育振興基本計画修正後期に基づき、平成28年度におきましても、
学習指導要領の確実な実施による学校教育の質の向上を目指してまいりま
す。

1、確かな学力の定着につきましては、学力ステップアップ推進地域指
定事業の効果的な活用について追加いたしました。全国や東京都の学力調
査結果の分析を踏まえ、本事業を効果的に活用し、各学校の実情に応じた
学力向上の取り組みを全ての学校で推進してまいります。

2、豊かな心の育成につきましては、道徳教育の充実を変更しておりま
す。平成27年7月3日に特別の教科、道徳の学習指導要領の解説が公表さ
れ、本市では来年度より道徳科による新しい指導内容で実施いたします。
内容項目が変更されることから、新たに年間指導計画を作成するとともに
問題解決的な学習を計画的に実施するよう道徳科の充実を図ってまいりま
す。

3、健やかな体の育成につきましては、体育、健康教育の一層の充実を
引き続き掲げまして、全小・中学校で体力向上を図ってまいります。平成
28年度は、東京都や全国の体力調査結果から体力向上推進計画を作成させ
る等の具体的な取組を推進してまいります。

なお、オリンピック・パラリンピック教育の推進及び安全教育の推進に
つきましては、各学校に求める内容を踏まえ、新しい時代に対応した学校
づくりに変更してまいります。

4、新しい時代に対応した学校づくりでは、今年度進めている取組を充
実させていけるよう検討をしております。福生市特別支援教育推進計画第

三次実施計画に基づき、引き続き特別支援教育の充実を図ってまいります。英語教育の推進につきましては、今年度英語教育推進委員会が策定しております英語教育推進計画に基づき、小学校全学年での外国語活動を全校で実施いたします。また、中学校におきましても、次期学習指導要領の改訂を見越し、習熟度別指導を活用して原則日本語を使わない英語の授業を実施する等、英語教育を推進してまいります。

オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、現時点で来年度は全校が推進校になる予定でございます。取組につきましては、総合的な学習の時間や道徳教育に偏らず、全ての教科でオリンピック・パラリンピックに関連づける指導を計画的に行うため、年間指導計画を作成するなどして学校教育全体で推進してまいります。

また、今年度東京都より先駆けて作成しております福生市独自のオリンピック・パラリンピック読み物資料集を活用した事業等の計画について行ってまいります。

なお、本資料をもとに1月の定例校長会及び平成28年度教育課程届け出説明会にて各学校に説明する予定でございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

坂 本 委 員 この基本的な考え方を学校に示すのはいつの予定なのですか。

指 導 主 事 まず、1月の定例校長会で各学校の校長に説明をした後に、1月25日に教育課程届け出説明会がございますので、それらで主に周知してまいります。

坂 本 委 員 その校長会は1月の初めですか。

参事兼教育指導課長 1月12日の午前中です。

坂 本 委 員 12日ですか。

指 導 主 事 はい。

坂 本 委 員 そちらでやりとりしながら、この基本的な考え方の内容を詰めていくということは可能ですか。例えば、基礎学力の保障として挙げられている3つは、学力の3要素なわけで、基礎学力だけではないですね。思考力、判断力、表現力の3つが基礎学力であるかということ、違うような気がしますし、学習指導要領の確実な実施と書いてあるのは、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動の展開に至るのですが、道徳にも同じような内容があります。では、これはそれぞれのところに配ってしまって大丈夫なのかと

思います。レベルがばらばらのような感じがするのです。

参事兼教育指導課長

こちらについては、御指摘いただいたことも、改めて勉強したいと思っておりますので、もしよろしければお認めいただいた上で、修正をしていって、教育課程説明会に指導主事から改めて示したいと思っております。御指導いただけることがありましたら、御指導いただきたいと思っております。メール、あるいはファクシミリ等でやりとりができればいいと思っております。

以上でございます。

教 育 長

学校の教育課程からすると、1月の校長会でやらないと間に合わないですね。確かに重複していますね。事務局としてはできれば、今年いっぱいをお願いしたいです。

いかがでございますか。参事からお話がありましたが、御指摘等いただいて、また修正等を加えて校長会に出すということになりますが。大方は、こういう内容を考えています。今、実施している計画に沿って変えているつもりではおりますが、表現等の問題で幾つか修正する余地はあるかなどと思っております。この後、また御指導いただきながら、修正の余地ありということでの御承認でよろしいでしょうか。そういったことで、校長には指示をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第41号につきましては、一部御指導いただきながら修正をして実施をするということではよろしいですか。

では、御指導方よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。報告第41号は、修正を加えて承認するというところでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

そのようにさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第8、その他報告事項についてお願いいたします。

まず、平成28年福生市成人式について、説明をお願いします。

教育部長兼生涯学習推進課長

それでは、平成28年成人式につきまして御説明いたします。資料、25ページのその他報告資料をご覧いただきたいと思っております。かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、日時でございますが、平成28年1月11日の成人の日に挙行いたします。式典につきましては、午後1時から1時45分、その後成人のつどいを午後3時まで行う予定でございます。

次に、対象者でございますが、新成人の人数は665名でございます、昨年より6名の減となっております。

式典の内容につきましては、昨年とほぼ同様でございます、国歌斉唱から主催者、来賓挨拶まで記載のとおりの内容となっております。

主催者挨拶といたしまして、加藤市長と川越教育長に御挨拶を頂戴したいと存じます。

また、主催者側として御登壇いただきますのは、市長、副市長、教育長、そして教育委員の皆様にも御登壇いただきたいと存じます。

そのほか、受付や警備体制につきましては、教育委員会教育部内の各課をお願いしたところでございます。また、併せまして福生警察署にもお願いしております。

次に、成人のつどいでございますが、懐かしの給食コーナーを実施いたします。また、地域まなびあいボランティアから花柳千衛里、秀衛両先生に御協力をいただきまして、着つけ直しコーナーも予定しております。今年は、特に実行委員会からぜひとも給食の試食をしたいという話がございます、例年にないことでございますが、この日のメニューを想定して試食を行いまして、メニューを決定しております。また、つどいの時間帯には懐かしの給食に合わせて、新成人が小中学生のころにはやっていた思い出の曲をBGMとして流すという企画を考えております。

なお、成人式実行委員会でございますが、今年度は7名の新成人で、成人のつどい等に向けての準備作業を進めているところでございます。記念冊子を毎年作成しておりますが、今年もその準備を進めておりまして、今回は実行委員のメンバーの中に武蔵野美術大学に在学しております学生がおり、その方のデザインによる冊子の表紙となっております。かなり力作になっております。

そして、最後に成人式のテーマにつきまして御説明いたします。テーマは「華」ということで決定いたしております。この華という言葉には、華やか、すぐれてよいものという意味のほか、みずからの努力により成長する姿は、周囲の人に向上心をもたらす、という意味もあるようです。それぞれの目標や夢に向かって、向上心を忘れず、大人として気品のある華やかな人生を送っていただきたいという思いを込めまして、この華という言葉に決定をしております。

説明は以上でございます。

教 育 長 何か質問等ございますか。

徳永委員 毎年、同じことを発言するのですが、私たちは主催者として登壇することについていつも違和感を覚えているのですが、去年の質問のときに、他市の例も参考にします、というような御回答をいただいたと思うのですがけれども、いかがになりましたか。

教育部長兼生涯学習推進課長 昨年の同じ時期に教育委員会で徳永委員からそういった御指摘をいただいて、その後、各市の状況の調査を行いました。結果はやはり各市まちまちでございます。登壇している市と、それから登壇されていない市がおおよそ半分ずつになっています。また、各市で形態、形が変わっておりまして、例えば市長部局が所管しているケース、教育委員会が所管するケースと分かれております。当然、教育委員会所管で成人式を行う場合は、教育長、教育委員、市長部局が成人式を主催する場合は壇上に上がるのは市長と副市長、それから議長、そういうパターンもいろいろあるようでございまして、各市によってそれぞれの形がございまして、そういったことで、福生市におきましては従前どおり教育委員の皆さんにも御登壇いただきたいということで、今回席を用意しておりますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

教育長 昨年度の御意見を踏まえまして、事務局で意見交換はしたのですが、例年どおりということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳永委員 わかりました。

教育長 それでは、続きまして、平成26年度福生市立図書館基本計画点検評価表について、柿田図書館長、お願いいたします。

図書館長 それでは、その他報告事項2、平成26年度福生市立図書館基本計画点検評価表について御報告いたします。資料は、その他報告2の資料をお願いいたします。

この点検評価表ですが、平成25年度に策定いたしました福生市立図書館基本計画の基本目標6、図書館運営の自己点検、評価の実施と図書館協議会等による外部評価の実施に基づきまして、基本計画の主な施策別に26年度の事業目標を設定し、自己点検評価を行い、8月に図書館協議会へ依頼いたしました。その後、図書館協議会により3回の点検評価会議が実施され、1ページにございます福生市立図書館の第三者評価に関する報告により御意見をいただいたところでございます。この点検評価表は基本計画策定後、初めての試みで、情報機器等の徹底や、施設の維持に関する目標がないなど、若干不備な点もございましたので、今後毎年実施していく中で変えていきたいと考えております。なお、いただいた意見につきましては、

現在PDCAサイクルのアクション（改善）に基づきまして、続けて館内で検討しているところでございます。

今後、基本目標6に市民への公表とございますことから、図書館のホームページ上に公開する予定でございます。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

教 育 長 以上、内容の説明は終わりました。いかがでございますか。御質問等ございませんか。

徳 永 委 員 これは、自分たちの評価と第三者の評価と、そのあたりのコメントがおもしろいと思いました。2点だけ意見といたしますか、感想といたしますか、させていただきます。多文化資料についてぜひ充実をとということについて、本当に同じ意見と思います。例えばドイツにある国際児童図書館というところは、移民の子どもたちがやっぱり自分のルーツに当たる言語も大事にするという意味でかなり充実させています。昔、見学に行ったことがありますけれども、福生の置かれている状況からしても、この言葉の大切さというのは強調しておきたいなと思います。

それから、西多摩の図書館との広域連携といたしますか、自分自身が昭島の図書館から青梅の図書館まで、いずれも駅から近くて利用しやすいものだから行って、また、福生にない資料があって利用しているのですけれども、共通カードみたいなものができるとうれしいなと思っています。

図 書 館 長 多文化資料につきましては、充実していきたいという考えは持っているのですが、予算的なこともございまして、今回、東京都の都立図書館で中国関係の絵本ですけれども、各市町村に必要なところは手を挙げなさいという話がありまして、手を挙げさせていただいております。現在、子ども読書推進計画の策定に取り組んでいるところですが、その中にもこの内容の充実はうたっておりますので、取組の充実を図ってまいります。

西多摩広域の関係ですが、こちらはやはりシステムが各市でそれぞれ違います。その関係で1つのシステムに統合できれば共通で利用することは可能であると思うのですが、現時点では共通で利用するという形は、現実的には難しいと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにはございますか。

平 野 委 員 26ページの5のほうに高齢者ボランティアの登録とありますね。来年度は目標5名ということですがけれども、この高齢者ボランティアの方は、実際はどのようなことをされているのか。それから、次年度は5名ということは、今いらっしゃるこの3名プラス5になって8人になるという意味で

しょうか。

図書館長 現在、高齢者のボランティアというのは環境美化で植栽を3人の方にやっていたいております。今後は、今学校へ配本する作業とか、高齢者施設での大活字本を音読するですとか、そういう高齢者施設で本に親しんでいただけるような事業等も考えていきたいと思っております。そういったボランティアを募集していきたいと考えております。

平野委員 それと人数的なことは。

図書館長 人数的なことは、その事業を展開していくかということによって変わってくると思うのですが、できるだけ多くの方に参加していただきながら、その事業を展開していきたいと思っております。

平野委員 5というのは、新規に5名ということではなくて、そういう方が来年度5名ぐらいいらっしゃればよいということですね。

図書館長 はい。

平野委員 はい、わかりました。

教育長 ほかにいかがでございますか。

よろしいでしょうか。それでは、その他報告事項、皆様のほうから何かございますか。

指導主事 恐れ入ります。お手元にある保護者向けリーフレット、「家庭での働きかけで学力アップを」というリーフレット、学力調査結果の保護者向けリーフレットが完成いたしましたので御報告申し上げます。

このたび12月10日に完成して全児童・生徒の保護者を対象に各学校に配付することができました。本当にいろいろと御指導いただきありがとうございます。

以上でございます。

教育長 御指導いただいた結果、このように完成してお届けできているということでございます。

ほかにございますか。事務局から何かありますか。よろしいですか。

平野委員 配付済みということですが、保護者から何か反響がありましたか。

教育長 何かありますか。

指導主事 学力の中身については、質問はないのですが、1点、中学校スプリングスクールというのは一体どういうものですかという問い合わせが1件保護者から入りました。

教育長 それは小学校6年生の保護者からですか。

指導主事 小学校6年生の保護者です。

教 育 長 6年生ですね。なるほど。
よろしいでしょうか。御指導いただいた内容が反映されていたと思います。
いろいろとありがとうございました。

平 野 委 員 ほかの報告をしてよろしいですか。

教 育 長 はい。

平 野 委 員 先ほど参事からも学校行事で報告がありましたけれども、私も七小の展覧会に参りました。それで、3時間目、4時間目が親子の交流教室、工作教室になっていまして、各クラスでまた大きな会場で親子が本当に仲むつまじくつくっている光景を目にいたしました。親が公然と子どもの作品を手伝ったり、また、親も自分の作品をつくったりとか、何かそういう参加する取組は、普通の見る展覧会だけではなく、とてもいい催しであったと思います。保護者の方もたくさん見えていましたし、大変にこにこと笑顔で熱心に子どもとかかわっていらした光景によい印象を受けました。その中で、バーニングペンという、木を熱でもって焼くペンなのですが、それを使っている学年があったのです。ちょっとたまたま話をして、先生にお伺いしたら、このペンは学校にあるのですかと先生に伺いましたら、これはないので他市から借りてきましたとおっしゃったのです。七小には図工の専科がいらっしゃらないということなのですが、専科がいらっしゃらないことで、その備品の整備とかそういうところに差があっては困るというか、申しわけないという思いがしました。市内の学校にも備えがなかったのかわかりませんが、できれば自分たちの学校でそういう備品が備わっていればよかったのかなと思いました。

また体育館で子どもの作品展示もやっておりましたけれども、七小をアピールするような作品展示で、専科の先生がいらっしゃらない中、先生方が一生懸命やっという印象を持ってまいりました。図工専科を配置するのに何か難しい点があるのですか。

教 育 長 七小のことを調べておいてください。

参事兼教育指導課長 まず、ご指摘いただき、ありがとうございます。七小は、随分久しぶりに展覧会を開いたということで、好評だったということも私も報告を受けています。御指摘の図工専科がないということ、逆に言うと理科専科を置いているということで、校長、あるいは教職員で七小の子どもたちにとって一番いい体制としては、図画工作は全科ですので、1年から6年まで学級担任が主体として取り組むことです。そして、その分専門性がより必要であるという意味で、理科に専科をとっていると思うのですが、要する

に教具というか、教材ではない道具はもう無限とっていいほどあると思うので、どんな単元でどんな作品をどのような時間でどんな工程でつくるかということによって新しい器具であったり、不足しているものを借りてくるといふこともあると思うのです。これは、そんなに珍しいことではないと思っています。全部対応することはなかなか難しいので、学校教育としては、子どもたちが使う教材、そして道具等は学習指導要領上、必要なものについては、確実に十分に差し上げていますので、それを越えてさらにといふことだと私は理解したところでございます。

なお、図画専科がない学校なのですが、各種コンクールで第七小学校はいい成績を毎回おさめてはおりますけれども、専門のある先生に習うよさもあるし、逆に子弟同行ではないのですが、全科、担任の先生がいろいろな時間を使いながら図画工作の時間にしっかりと子どもたちに寄り添って教えている姿が七小等は見られると思っております。

以上でございます。

教 育 長

よろしいですか。

平 野 委 員

はい。

教 育 長

いろいろな良さが出ているということでございます。

ほかに委員の方からございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、その他報告事項を終わります

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第12回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時16分 閉会